

## 「指定市町村の指定基準等（とりまとめ案）」について留意すべき事項

地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について、4 ha 超の大臣協議が残ったものの、全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲されたことは、これまでの地方分権改革の取組の中で特筆すべき決断であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして評価している。

この権限移譲は、平成26年8月5日、地方六団体が取りまとめた「農地制度のあり方について」（以下、地方六団体提言という。）を国が受け止め、決断したものであり、地方は地方六団体提言の趣旨を踏まえて着実に事務を実施し、その実績が今後の地方分権改革の推進力となるようにしなければならない。

今後、本制度を運用するにあたり、国、地方が適切に役割を分担して制度や施策を展開していくという観点のもと、当検討会における真摯な議論を十分に踏まえるとともに、以下の点について、十分に留意されたい。

- 食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能を果たしている有限で貴重な資源であるという観点等、全国的な立場から「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」を定めることは十分に理解するが、指定市町村が定める農用地等の面積の目標については、各団体が算定した数値を十分に尊重すべきである。
- 国は、許可基準の明確化、事例集の作成、研修及び日頃の相談に適時・適切に対応できる体制の充実を図り、指定市町村を適切に支援すべきである。
- 意欲のある自治体については、規模の大小に関わらず指定を受けることができるよう十分に配慮すべきである。
- 指定市町村の指定手続については、指定申請に係る書類を簡素化するなど、市町村に過度の事務負担を強いることがないよう配慮すべきである。
- 指定市町村の指定手続に係るスケジュール等を早期に示すとともに、指定申請に係る事務作業等に必要な時間を十分に確保すべきである。

平成27年11月10日

三重県知事	鈴木 英敬（地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム）
長野県飯田市長	牧野 光朗（地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム）
福井県池田町長	杉本 博文（地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム）
横浜市長	林 文子